資料２

県土整備部水管理政策課水災害対策室

「徳島県水防計画」の変更概要について

１　国土交通省（那賀川河川事務所）管理河川において，重要水防箇所評定基準（案）を変更
２「水位周知海岸」の指定及び「高潮特別警戒水位」の設定並びに「高潮氾濫危険情報」の運用開始に係る事項を追加
３「南海トラフ地震に関連する情報」の種類と発表条件を変更
４　非常配備の要領に「南海トラフ地震臨時情報」を追加
５　洪水予報・警報において，「警戒レベル」の記載を追加
６　付表，資料の時点修正

１　国土交通省（那賀川河川事務所）管理河川において，重要水防箇所評定基準（案）を変更

平成３１年２月２７日付け国水環保第１９号「重要水防箇所評定基準（案）の改定について」の通知により，国土交通省（那賀川河川事務所）管理河川における重要水防箇所評定基準（案）が改定されたことに伴う変更

２　「水位周知海岸」の指定及び「高潮特別警戒水位」の設定並びに「高潮氾濫危険情報」の運用開始に係る事項を追加

・高潮浸水シミュレーション等により，高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸として，
　・「讃岐阿波」　（鳴門市　香川県境～鳴門市　孫崎）
　・「紀伊水道西」（鳴門市　孫崎　　～阿南市　蒲生田岬）
　・「海部灘」　　（阿南市　蒲生田岬～海陽町　高知県境）
　の３沿岸を，「水位周知海岸」として指定
・各水位周知海岸ごとに，「高潮氾濫の危険性を県民に周知するための基準となる水位」である「高潮特別警戒水位」を設定
・各水位周知海岸の潮位が「高潮特別警戒水位」に到達した際，県民に緊急的な避難を促すため，県から市町・マスコミ各社に対し，「高潮氾濫危険情報」を発表

３「南海トラフ地震に関連する情報」の種類と発表条件を変更

気象庁において，令和元年５月から従前の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」に替わり，「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の情報発表が開始されたことに伴う変更

４　非常配備の要領に「南海トラフ地震臨時情報」を追加

令和元年１２月の「徳島県地域防災計画」の修正において，南海トラフ地震臨時情報発表時における水防団の対応を位置づけたことに伴い，非常配備の要領に「南海トラフ地震臨時情報」を追加

５　洪水予報・警報において，「警戒レベル」の記載を追加

平成３１年（令和元年）における内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定及び「徳島県地域防災計画」の修正において，避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を５段階の警戒レベル相当情報に区分することとなり，その提供に当たり，参考となる警戒レベルも併せて提供することとなったため，記載を追加

６　付表，資料の時点修正

①　重要水防区域の変更

○重要水防区域の箇所数　　３６４箇所→３６４箇所（変更なし）

新堤防が完成して３年経過したため（減）

洗掘により護岸に変状が発生し，応急仮工事が完了したが修繕工事は未施工である箇所があるため（増）

○重要水防区域の延長　　364,174m→366,138m（1,964m増）

●水防上最も重要な区間（A区間）152,578m→149,294m（3,284m減）

国土交通省管理河川（那賀川）における重要水防箇所評定基準（案）の変更に伴う減　　（３６８m減）

鳴門市大麻町三俣の樋殿谷川左右岸，重要水防区域をＡ区間からＢ区間へ見直したため　　（１,２００m減）

板野町の宮川内谷川左右岸，重要水防区域をＡ区間からＢ区間へ見直したため　　（１,５００m減）等

●水防上重要な区間（B区間）　　202,892m→210,203m　（7,311m増）

国土交通省管理河川（那賀川）における重要水防箇所評定基準（案）の変更及び対策工事の進捗等に伴う増

（４,４６８m増）

（うち，基準の変更により　　６,９１８m増
　　対策工事の進捗等により２,４５０m減）

鳴門市大麻町三俣の樋殿谷川左右岸，重要水防区域をＡ区間からＢ区間へ見直したため　　（１,２００m増）

板野町の宮川内谷川左右岸，重要水防区域をＡ区間からＢ区間へ見直したため　　（１,５００m増）等

●要注意区間　　8,704m→6,641m　（2,063m減）

阿南市辰巳町の派川那賀川左岸，築堤から３年経過したため

（１２１m減）等

②　桑野川・派川那賀川氾濫警戒情報の様式の変更

桑野川・派川那賀川氾濫警戒情報を，桑野川と派川那賀川で分けて発表

③　その他関係区域の戸数，住民数，水防団員の人数等変更

別紙のとおり時点修正

第２節　重要水防区域等設定の基準

１　国土交通省管理河川

重要水防箇所評定基準（案）
（徳島河川国道事務所）

平成６年１０月２８日　建設省河治発第７９号　建設省河川局治水課長通達
最終改正：平成１８年１０月１６日　国河治第９７号

種　別	重　要　度		要注意区間
	Ａ　水防上最も重要な区間	Ｂ　水防上重要な区間	
堤防高（流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が，計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の２分の１未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が，計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが，それぞれ２分の１以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが，その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが，その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが，堤体あるいは基礎地盤の土質，法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で，所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが，その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり，その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが，破堤跡又は旧川跡の堤防であること，あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて，漏水が発生するおそれがある箇所で，所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で，堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが，その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが，その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが，その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰，橋梁，樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により，本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

平成２１年１２月４日付四国地方整備局河川管理課長事務連絡

種　　別	重　　要　　度		要 注 意 区 間
	Ａ　水防上最も重要な区間	Ｂ　水防上重要な区間	
流下能力不足			堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。
開　口　部			道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所で計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。

重要水防箇所評定基準（案）
（那賀川河川事務所）

平成６年１０月２８日　建設省河治発第７９号　建設省河川局治水課長通達
最終改正：平成３１年２月２７日　国水環保第１９号~~平成１８年１０月１６日　国河治第９７号~~

種　　別	重　　要　　度		要 注 意 区 間
	Ａ　水防上最も重要な区間	Ｂ　水防上重要な区間	
~~堤　防　高（流下能力）~~ 越　水 （溢　水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
~~堤　防　断　面~~	~~現況の堤防断面あるいは天端幅が，計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の２分の１未満の箇所。~~	~~現況の堤防断面あるいは天端幅が，計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが，それぞれ２分の１以上確保されている箇所。~~	
堤　体　漏　水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質	

	水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で，堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが，その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが，その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが，その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰，橋梁，樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により，本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

平成２１年１２月４日付四国地方整備局河川管理課長事務連絡

種別	重要度		要注意区間
	A　水防上最も重要な区間	B　水防上重要な区間	
流下能力不足			堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。
開口部			道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所で計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所。

付表－５　　局別重要水防区域一覧表

②南部総合県民局（阿南）管内　１／４

付図番号	河川名 海岸名 湾岸別	左右岸	区分	市町村別	重要水防区域 場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	対策 水防対策工法
1	那賀川	左	国	阿南市	那賀川町 中島	1,890 ~~1,620~~	~~32~~ 440 330 ~~200~~	520 ~~348~~ (440) ~~(382)~~ ~~(698)~~ 600		越水 ~~堤防高~~ 〃 〃 ~~堤防断面~~ 基盤漏水 ~~漏水~~ 洗堀	積土のう工 せき板工 月の輪工 シート張工
2	〃	〃	〃	〃	那賀川町 赤池	510 ~~640~~	270 ~~400~~	70 170 (70) ~~240~~		越水 堤体漏水 〃 ~~法崩れ~~ 洗堀	－ シート張工
3	〃	〃	〃	〃	那賀川町 大京原 西原	1,165 ~~905~~		96 ~~(96)~~ 174 (96) ~~270~~ 895 ~~635~~ ~~(270)~~		堤体漏水 ~~法崩れ~~ 基盤漏水 〃 ~~漏水~~ 洗堀	－ 月の輪工 シート張工
4	〃	〃	〃	〃	羽ノ浦町 古庄 岩脇	4,020 1箇所 4箇所	100 2,000	1,140 ~~880~~ (270) ~~(530)~~ (330) ~~260~~ ~~(70)~~ 780 ~~(780)~~ 那賀川橋	岩脇陸閘その1 岩脇陸閘その2 岩脇陸閘その3 岩脇陸閘その4	堤体漏水 ~~法崩れ~~ 〃 〃 基盤漏水 ~~漏水~~ 〃 越水 ~~堤防高~~ ~~堤防断面~~ 洗堀 橋梁 陸閘	対策 〃 月の輪工 〃 積み土のう工 せき板工 シート張工
5	〃	〃	〃	〃	羽ノ浦町 古毛 上大野町 萱原	2,050 ~~720~~	107 ~~(107)~~ 400	1,470 (140) ~~140~~ 73		越水 ~~堤防高~~ ~~堤防断面~~ 堤体漏水 基盤漏水 ~~漏水~~ 洗堀	積土のう工 せき板工 月の輪工 シート張工
6	〃	〃	〃	〃	楠根町	1,794	240	544 (31) (508) 1,010 (458)		越水 ~~堤防高~~ 〃 堤体漏水 ~~法崩れ~~ 基盤漏水 ~~漏水~~ 〃	積土のう工 〃 － 月の輪工 〃
7	〃	〃	〃	〃	深瀬町	589 1箇所	中央橋	589	~~(589)~~	~~新堤防~~ 越水 ~~堤防高~~ 橋梁	－ 積土のう工
8	〃	右	〃	〃	辰巳町	1,060 ~~1,000~~ ~~152~~		1,060 ~~1,000~~ ~~－~~	~~152~~	洗堀 ~~新堤防~~	シート張工 －
9	〃	〃	〃	〃	住吉町	2,762 ~~1,902~~		1,142 ~~842~~ ~~(842)~~ 280 1,340 ~~1,060~~ ~~(340)~~		越水 ~~堤防高~~ ~~堤防断面~~ 堤体漏水 洗堀	積土のう工 せき板工 シート張工

（　）は重複距離

関係区域			危険な場合の措置			備考
地区名	戸数 （戸）	住民数 （人）	担当水防団及び人数 （人）	避難場所	収容能力 （人）	
那賀川町 中島	~~796~~ 808	~~2,001~~ 1,902	那賀川1班 ~~21~~ 18	平島小学校 那賀川公民館平島分館 科学センター	260 143 182	
那賀川町 赤池	~~479~~ 492	~~1,140~~ 1,144	〃 ~~(21)~~ (18)	平島小学校 那賀川公民館平島分館	(260) (143)	
大京原 西原	~~302~~ 296 ~~105~~ 106	~~636~~ 613 ~~257~~ 250	那賀川3班 ~~17~~ 22	那賀川中学校 那賀川図書館 平島こどもセンター	229 139 162	
古庄 岩脇	~~611~~ 623 ~~797~~ 794	~~1,534~~ 1,531 ~~2,182~~ 2,140	羽ノ浦3･4班 ~~36~~ 37	阿南市情報文化センター 羽ノ浦公民館 あすみが丘集会所 岩脇小学校 岩脇こどもセンター	195 207 32 192 160	
古毛 萱原	~~126~~ 133 ~~11~~ 12	~~319~~ 320 ~~27~~ 28	羽ノ浦5班 ~~17~~ 14 大野2班 15	阿南市情報文化センター 岩脇小学校 あすみが丘集会所 大野小学校	(195) (192) (32) 310	
楠根町	165	~~433~~ 402	加茂谷1班 ~~20~~ 23	吉井小学校	252	
深瀬町	~~45~~ 47	~~108~~ 103	加茂谷 1，2班 ~~34~~ 37 ~~(20)~~ (23)	加茂谷総合センター	258	
中島	－	－	富岡4,5,6班 ~~64~~ 61	－	－	
住吉町	~~167~~ 202	~~398~~ 436	〃 ~~(64)~~ (61)	富岡小学校	550	

（　）は重複人数

付表－５　　局別重要水防区域一覧表

②南部総合県民局（阿南）管内　２／４

付図番号	河川名 海岸名 湾岸別	左右岸	区分	市町村別	重要水防区域 場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	対策 水防対策工法
10	那賀川	右	国	阿南市	柳島町 上中町 下大野町 中大野町	7,145 ~~5,560~~ ~~840~~	210 ~~310~~ 1,600	3,605 ~~440~~ ~~(1,930)~~ 1,730 (1,430) ~~3,210~~ ~~(130)~~	(1,785) ~~840~~ ~~(945)~~	堤体漏水 ~~法崩れ~~ 〃 基盤漏水 ~~漏水~~ 〃 洗堀 旧川跡 ~~〃~~	－ 〃 月の輪工 シート張工 － 〃
11	〃	〃	〃	〃	上大野町	485	100	385		~~法崩れ~~ 基盤漏水 ~~漏水~~	~~－~~ 月の輪工
12	〃	〃	〃	〃	吉井町	1,563 1箇所 1箇所	100 吉井樋門	1,463 (100) (650) 加茂谷橋		越水 ~~堤防高~~ 〃 堤体漏水 ~~法崩れ~~ 基盤漏水 ~~漏水~~ 樋門 橋梁	積土のう工 〃 － 月の輪工 シート張工 捨土のう工
13	〃	〃	〃	〃	加茂町	950	950 ~~(950)~~			越水 ~~堤防高~~ ~~堤防断面~~	積土のう工 せき板工
~~14~~	~~派川那賀川~~	~~左~~	~~国~~	~~阿南市~~	~~辰巳町~~	~~121~~			~~121~~	~~堤防高~~ ~~堤防断面~~ ~~新堤防~~	~~積土のう工~~ ~~せき板工~~ ~~－~~
~~15~~ 14	桑野川	~~〃~~ 左	〃	〃	横見町 宝田町	2,181 ~~2,240~~ 1箇所		1,561 120 ~~(200)~~ (80) 500 ~~679~~ (1,730) ~~(1,551)~~ ~~(800)~~ 岡川橋梁		越水 ~~堤防高~~ 堤体漏水 ~~法崩れ~~ 〃 基盤漏水 ~~漏水~~ 〃 ~~〃~~ ~~堤防断面~~ 橋梁	積土のう工 － 月の輪工 〃 せき板工
~~16~~ 15	〃	〃	〃	〃	宝田町 長生町	2,919 5箇所		2,919 新町橋 富岡新橋 富岡新橋水管橋 宝橋 会下橋	(140)	越水 ~~堤防高~~ 旧川跡 橋梁	積土のう工 せき板工
~~17~~ 16	〃	〃	〃	〃	長生町	785 ~~675~~ 2箇所		675 110 ~~(110)~~ 津乃峰橋 長生橋		越水 ~~堤防高~~ 洗堀 橋梁	積土のう工 シート張工
~~18~~ 17	〃	〃	〃	〃	長生町 宝田町	455		455		越水 ~~堤防高~~	積土のう工 せき板工

（　）は重複距離

関係区域			危険な場合の措置			備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
柳島町 上中町 下大野町 中大野町	~~394~~ 393 ~~761~~ 777 ~~533~~ 534 ~~244~~ 245	~~819~~ 794 ~~1,929~~ 1,921 ~~1,371~~ 1,318 ~~580~~ 563	中野島1,3班 ~~52~~ 50 大野1,3班 51	中野島総合センター 中野島小学校 大野小学校 大野保育所	238 310 (310) 41	
上大野町	157 (11)	~~465~~ 459 (27)	大野2班 (15)	阿南支援学校	263	
吉井町	~~188~~ 190	~~513~~ 494	加茂谷5,6班 ~~53~~ 52	吉井小学校 阿南市クリーンピュア	(252) 163	
加茂町	~~169~~ 170	~~425~~ 408	加茂谷6,7班 ~~63~~ 59 ~~(34)~~ (33)	加茂谷中学校 加茂谷総合センター	458 (258)	
~~長弓町~~	~~—~~	~~—~~	~~富岡4,5,6班~~ ~~(64)~~	~~—~~	~~—~~	
横見町 宝田町 住吉町	~~861~~ 877 ~~1,224~~ 1,249 ~~(167)~~ (202)	~~1,938~~ 1,912 ~~3,031~~ 2,975 ~~(398)~~ (436)	中野島1,2班 ~~53~~ 47 ~~(25)~~ (27) 宝田1班 ~~26~~ 25	横見老人ホーム 横見小学校 横見保育所	14 252 34	
宝田町 長生町	~~(1,224)~~ (1,249) ~~1,297~~ 1,301	~~(3,031)~~ (2,975) ~~2,957~~ 2,855	宝田1,2班 ~~54~~ 50 ~~(26)~~ (25) 長生1,2,3, 4,5班 ~~91~~ 92	宝田小学校 長生小学校 阿南第一中学校 宝田公民館 長生公民館 阿南工業高等学校 本庄老人ホーム	310 310 387 212 160 1,070 44	
長生町						
長生町 宝田町						

(　)は重複距離

付表－５　　局別重要水防区域一覧表

②南部総合県民局（阿南）管内　３／４

付図番号	河川名 海岸名 湾岸別	左右岸	区分	市町村別	重要水防区域 場所	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	対策 水防対策工法
~~19~~ 18	派川那賀川	右	国	阿南市	原ヶ崎町 黒津地町 向原町	~~302~~ ~~538~~ 1箇所 1,250 ~~2,136~~ 7箇所	~~302~~ ~~538~~ ~~(538)~~ 原ヶ崎第1樋門		1,250 ~~2,136~~ 豊益陸閘(第1) 豊益陸閘(第2) 豊益陸閘(第3) 豊益陸閘(第4) 豊益陸閘(第5) 豊益陸閘(第6) 豊益陸閘(第7)	越水 ~~堤防高~~ ~~堤防断面~~ 樋門 新堤防 陸閘	積土のう工 せき板工 捨土のう工
~~20~~ 19	桑野川	〃	〃	〃	原ヶ崎町	372		372 ~~(372)~~		越水 ~~堤防高~~ ~~堤防断面~~	積土のう工 せき板工
~~21~~ 20	〃	〃	〃	〃	住吉町 富岡町 宝田町	~~3,680~~ 3,730		2,570 ~~420~~ ~~(172)~~ 1,110 ~~690~~ (1,998) (1,398) 50 ~~(50)~~		越水 ~~堤防高~~ ~~堤防断面~~ ~~〃~~ 堤体漏水 ~~法崩れ~~ 〃 漏水 洗堀	積土のう工 せき板工 〃 － 〃 月の輪工 シート張工
~~22~~ 21	〃	〃	〃	〃	長生町	1,374	1,374 ~~(1,374)~~			越水 ~~堤防高~~ ~~堤防断面~~	積土のう工 せき板工
~~23~~ 22	〃	〃	〃	〃	〃	677		677		越水 ~~堤防高~~	積土のう工 せき板工
~~24~~ 23	福井川	左	県	〃	福井町	600	600			堤防高	積土のう工
~~25~~ 24	〃	〃	〃	〃	〃	100		100 (100)		堤防断面 漏水	〃
~~26~~ 25	〃	〃	〃	〃	〃	700		700		洪水痕跡	〃
~~27~~ 26	〃	〃	〃	〃	〃				４箇所	陸閘	〃
~~28~~ 27	〃	〃	〃	〃	〃	900	550	300	50 (50)	堤防高 新堤防	〃
~~29~~ 28	〃	右	〃	〃	〃	700		700		洪水痕跡	〃
~~30~~ 29	椿地川	左右	〃	〃	〃	~~353~~ 212	0	~~183~~ 106	~~170~~ 106 ~~(170)~~ (106)	堤防高 新堤防	積土のう工
~~31~~ 30	桑野川	左	〃	〃	桑野町				３箇所	陸閘	〃
~~32~~ 31	〃	右	〃	〃	新野町	300	300 (300)			堤防高 堤防断面	〃
~~33~~ 32	〃	〃	〃	〃	〃				４箇所	陸閘	〃

（　）は重複距離

関係区域			危険な場合の措置			備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
原ヶ崎町 黒津地町 向原町	~~60~~ 65 ~~118~~ 113 ~~226~~ 224	~~129~~ 131 ~~250~~ 239 503	富岡4,5班 ~~(47)~~ (45)	富岡小学校 スポーツ総合センター 老人ホーム福寿荘	(550) 1,519 101	
住吉町 富岡町 宝田町 領家町	~~(167)~~ (202) ~~1,604~~ 1,616 ~~(1,224)~~ (1,249) ~~468~~ 467	~~(398)~~ (436) ~~3,266~~ 3,203 ~~(3,031)~~ (2,975) ~~1,214~~ 1,150	宝田1, 2班 ~~(54)~~ (50) 長生1,2,3, 4,5班 ~~(91)~~ (92)	ひまわり会館 富岡公民館 阿南市文化会館 富岡小学校 富岡幼稚園 富岡東中高等学校 富岡西高等学校 富岡保育所 商工業振興センター 阿南社会福祉会館	525 236 458 (550) 104 823 722 75 161 110	
長生町	~~(1,297)~~ (1,301)	~~(2,957)~~ (2,855)	長生1,2,3,4班 ~~(91)~~ (72)	長生公民館 長生小学校	(160) (310)	
〃	~~(1,297)~~ (1,301)	~~(2,957)~~ (2,855)	長生1,2,3, 4,5班 ~~(91)~~ (92)	〃	(160) (310)	
元末 西の前 吉谷	~~20~~ 19 23 31	~~54~~ 52 ~~54~~ 46 ~~75~~ 69	福井分団 1,2,3,4班 ~~60~~ 59	福井町総合センター 福井小学校	163 310	
湊 土井ヶ崎	~~51~~ 52 ~~10~~ 11	~~129~~ 128 ~~30~~ 28	〃 ~~(60)~~ (59) 橘分団 2班 16	〃	(163) (310)	
羽広 中連 長野 古毛 平田	~~12~~ 10 ~~24~~ 26 2 ~~38~~ 34 0	~~25~~ 23 ~~56~~ 55 3 ~~80~~ 73 0	〃 ~~(60)~~ (59)	〃	(163) (310)	
大宮 中内 宮宅 平田	17 ~~17~~ 16 ~~11~~ 10 0	~~36~~ 35 ~~54~~ 52 ~~24~~ 17 0	〃 ~~(60)~~ (59)	福井中学校	488	
大地	~~37~~ 35	~~67~~ 65	桑野分団 1～5班 ~~93~~ 100	桑野小学校	252	
重友	~~31~~ 29	~~91~~ 84	新野分団 1～7班 ~~111~~ 116	新野公民館 新野小学校	108 310	
馬場	~~65~~ 60	~~142~~ 129	〃 ~~(111)~~ (116)	〃	(108) (310)	

(　)は重複距離

洪水予報	洪水予報河川において洪水のおそれがあると認められるときに，国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して，水位又は流量（国の機関が行う洪水予報については，これに加えて氾濫した後における水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して，当該河川の状況を通知及び周知させるために行う発表（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報）をいう。
水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が，水防警報河川において，洪水，津波又は高潮によって重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき，関係水防管理者その他水防に関係のある機関に対し，水防活動を行う必要がある旨を警告して行う発表（待機・準備・出動・解除）をいう。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し，水災による被害の軽減を図るため，国土交通大臣又は都道府県知事が洪水予報河川及び水位周知河川について指定する当該河川が，想定し得る最大規模の降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。
高潮浸水想定区域	高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し，水災による被害の軽減を図るため，都道府県知事が水位周知海岸について指定する，当該海岸の想定し得る最大規模の高潮により氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。
洪水予報河川	法第１０条第２項又は法第１１条第１項の規定により，国土交通大臣又は都道府県知事が，洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川で，気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川をいう。
水位周知河川 （水位情報周知河川）	法第１３条第１項又は第２項の規定により，国土交通大臣又は都道府県知事が，洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川で，氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めて，当該河川の水位がこれに達したときにその旨を通知及び周知する河川をいう。
水防警報河川	法第１６条第１項の規定により，国土交通大臣又は都道府県知事が，洪水，津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定の上公示した河川で，水防警報を行う河川をいう。
水位周知海岸	法第１３条の３の規定により，都道府県知事が，高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した海岸で，高潮特別警戒水位を定めて当該海岸の水位がこれに達したときにその旨を通知する海岸をいう。
水防団待機水位 （通報水位）	洪水又は高潮のおそれがある場合において，当該水位を超えるときに水防管理者又は量水標管理者がその水位の状況を関係者に通報する水位であり，水防警

	報河川において水防警報（水防団の準備）を発表する基準となる水位をいう。
氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位で，当該水位を超えるときに量水標管理者がその水位の状況を公表する水位であり，洪水予報河川において氾濫注意情報を発表し，水防警報河川において水防警報（水防団の出動）を発表する基準となる水位をいう。
避難判断水位	氾濫注意水位を超える水位であって市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり，住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。洪水予報河川及び水位周知河川において氾濫警戒情報を発表する基準となる。
氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）	市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位をいう。洪水予報河川及び水位周知河川において氾濫危険情報を発表する基準となる水位をいう。なお，水位周知河川においては，法第１３条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
洪水特別警戒水位	法第１３条第１項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は，指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは，水位到達情報を発表しなければならない。
高潮氾濫危険水位 （高潮特別警戒水位）	市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位をいう。水位周知海岸において高潮氾濫危険情報を発表する基準となる水位をいう。なお，法第１３条の３に規定される高潮特別警戒水位に相当する。
高潮特別警戒水位	法第１３条の３に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。都道府県知事は，指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは，水位到達情報を発表しなければならない。
水防体制	水防団の活動について，次の４段階の体制をいう。 ア　待機　水防団の足留めを行う体制 イ　準備　水防資器材の点検，水門等の開閉の準備，水防団の幹部等の出動を行いうる体制 ウ　出動　水防団が出動する体制 エ　解除　水防活動の終了

第３節　水防の責任と義務

水防に関係する各主体について，水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

１　県の水防責任（法第３条の６）

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。

具体的には，主に次のような事務を行う。

（１）県水防計画の作成（法第７条第１項）
（２）水防信号の制定（法第２０条第１項）
（３）洪水等により危険が切迫した場合における立退きの指示（法第２９条）
（４）水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定（法第４条）
（５）指定水防管理団体における水防団員の定員の基準の規定（法第３５条）
（６）洪水予報の実施（法第１１条第１項）
（７）氾濫警戒情報の通知及び周知（法第１３条第２項,法第１３条の３,法第１３条の４）
（８）水防警報の実施（法第１６条第１項）
（９）水防上緊急を要する際の水防管理者等への指示（法第３０条）
（10）水防に関し必要な報告の聴取（法第４７条第２項）
（11）水防に関し必要な勧告・助言（法第４８条）
（12）水防倉庫の設置及び水防資器材の備蓄
（13）浸水想定区域の指定，公表及び通知（法第１４条）

２　市町村の水防責任（法第３条）

市町村は，その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

具体的には，水防法の規定に従い，水防組織を整備し，水防施設，器具，資材等を整備するなど，水防に関するあらゆる準備行為に加え，具体的な水防活動等水防全般に関し，その責任を有する。

３　地元住民の水防義務（法第２４条）

水防管理者，水防団長等は，水防のためにやむを得ない必要があるときは，当該水防管理団体の区域内に居住する者，又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

第４節　津波における留意事項

津波は，発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は，原因となる地震発生からある程度時間が経過した後，津波が来襲する。近地津波の場合は，原因となる地震発生から短時間のうちに津波が来襲する。従って，水防活動及び水防活動に従事する者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で来襲まで時間がある場合は，正確な情報収集，水防活動，避難誘導等が可能なことがある。しかし，近地津波で，かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は，水防活動に従事する者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って，あくまでも水防活動に従事する者自身の避難時間を確保したうえで，避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第６節　水防警報・氾濫警戒情報等（徳島県知事）

水防法第１６条第１項の規定により知事が指定した河川（水防警報河川）及び同法第１３条第２項の規定により知事が指定した河川（水位周知河川）並びに同法１３条の３により知事が指定した海岸（水位周知海岸）について，次の計画に基づき水防警報並びに水位情報の通知及び周知を実施する。

１　実施区域及び担当官署（水防警報河川，水位周知河川）

河川名	実施区域	担当官署
宮川内谷川	板野郡上板町引野字釈迦池（宮川内谷橋）から旧吉野川合流点まで	東部県土整備局（吉野川）（徳島）
飯尾川	吉野川市鴨島町敷地（鳥正橋）から鮎喰川合流点まで	東部県土整備局（徳島）（吉野川）
新池川	鳴門市撫養町木津（中山谷川合流点）から撫養川合流点まで	東部県土整備局（徳島）
川田川	吉野川市山川町久宗（高越大橋）から吉野川合流点まで	東部県土整備局（吉野川）
江川	吉野川市鴨島町喜来甲（清美橋）から吉野川合流点まで	
ほたる川	吉野川市山川町前川（新湯立橋）から吉野川合流点まで	
鮎喰川	徳島市一宮町西丁地先から吉野川合流点まで	東部県土整備局（徳島）
園瀬川	徳島市上八万町西地（西地橋）から新町川合流点まで	
勝浦川 ※水防警報のみ実施	勝浦郡勝浦町三渓（横瀬橋）から河口まで	
桑野川	阿南市新野町安行（安行橋）から国管理区間境界まで	南部総合県民局（阿南）
福井川	阿南市福井町実用（羽広橋）から河口まで	
那賀川 (県管理区間)	那賀郡那賀町百合字石橋（細渕橋）から市町境まで	南部総合県民局（那賀）
日和佐川	海部郡美波町西河内字庄瀬（庄瀬堰）から河口まで	南部総合県民局（美波）
海部川	海部郡海陽町吉野字十王堂（吉野橋）から河口まで	
貞光川	美馬郡つるぎ町貞光字別所（木綿麻橋）から吉野川合流点まで	西部総合県民局（美馬）
宍喰川	海部郡海陽町尾崎（坂瀬川合流点）から河口まで	南部総合県民局（美波）

実施区域及び担当官署（水位周知海岸）

海　岸　名	実　施　区　域	担当官署
讃岐阿波沿岸	沿岸方向：鳴門市　香川県境　から （徳島県鳴門市北灘町碁浦地先） 鳴門市　孫崎　まで （徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池地先）	東部県土整備局（鳴門駐在）
紀伊水道西沿岸	沿岸方向：鳴門市　孫崎　から （徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池地先） 松茂町・徳島市境界　まで	東部県土整備局（鳴門駐在）
	沿岸方向：松茂町・徳島市境界　から 小松島市・阿南市境界　まで	東部県土整備局（徳島）
	沿岸方向：小松島市・阿南市境界　から 阿南市　蒲生田岬　まで （徳島県阿南市椿町蒲生田地先）	南部総合県民局（阿南）
海部灘沿岸	沿岸方向：阿南市　蒲生田岬　から （徳島県阿南市椿町蒲生田地先） 阿南市・美波町境界　まで	南部総合県民局（阿南）
	沿岸方向：阿南市・美波町境界　から 海陽町　高知県境　まで （徳島県海部郡海陽町宍喰浦字金目地先）	南部総合県民局（美波）

水位の種類及び対象水防管理団体（海岸）

海岸名	基準水位観測所（港湾・漁港名等）	設備箇所	高潮氾濫危険水位（T.P.+m） レベル4	対象水防管理団体名
讃岐阿波沿岸	折野港	徳島県鳴門市北灘町折野	1.9	鳴門市
紀伊水道西沿岸	徳島小松島港	徳島県小松島市小松島町外開地先	1.8	徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 松茂町 北島町 藍住町
海部灘沿岸	由岐漁港	徳島県海部郡美波町西由岐字西地先	1.8	阿南市 牟岐町 美波町 海陽町

３　水防警報

（１）安全確保の原則

水防警報は，洪水，津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき，水防を行う必要がある旨を警告するものであるが，津波の発生時における水防活動，その他危険を伴う水防活動にあたっては，水防団員の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため，水防警報の内容においても水防団員の安全確保を念頭において通知するものとする。なお，津波到達時間が短く，津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても，水防団員の安全確保を図るものとする。

（２）洪水・高潮時の水防警報の種類及び内容

種　類	内　容
待　機	状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの
準　備	水防に関する情報連絡，水防資器材の整備，水門機能等の点検等に努めるとともに，水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
水位情報（適　宜）	水位の上昇下降，最高水位，水位見込み等水防活動上必要な情報の通知（「出動」を発表してから「解除」するまでの間，適宜通知する。）

（４）津波に関する水防警報の種類，内容及び発表基準

種　　類	内　　容	発　表　基　準
待　　機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表され，かつ必要と認めるとき
出　　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除されたとき，または津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で，かつ安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき
解　　除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき，または応急復旧等が終了したときに，水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき

※気象庁から発表される津波警報等が活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。
※水防活動が必要となるのが，気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか，あらかじめ整理しておくこと。
※避難訓練を実施し，「退避必要時間」内に退避できることを確認することが望ましい。
※次の内容について，事前に定めておくこと。
・安全時間も考慮した水防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻（津波到達予想時刻の○○分前など）
・水防団員の安否確認方法（連絡体制）
・水防活動内容の精査・重点化
・水防団員の避難手段や退避経路の確認

（５）発表様式
付表－８（１２）又は（１３）~~（１１）又は（１２）~~の用紙による。

（６）連絡系統

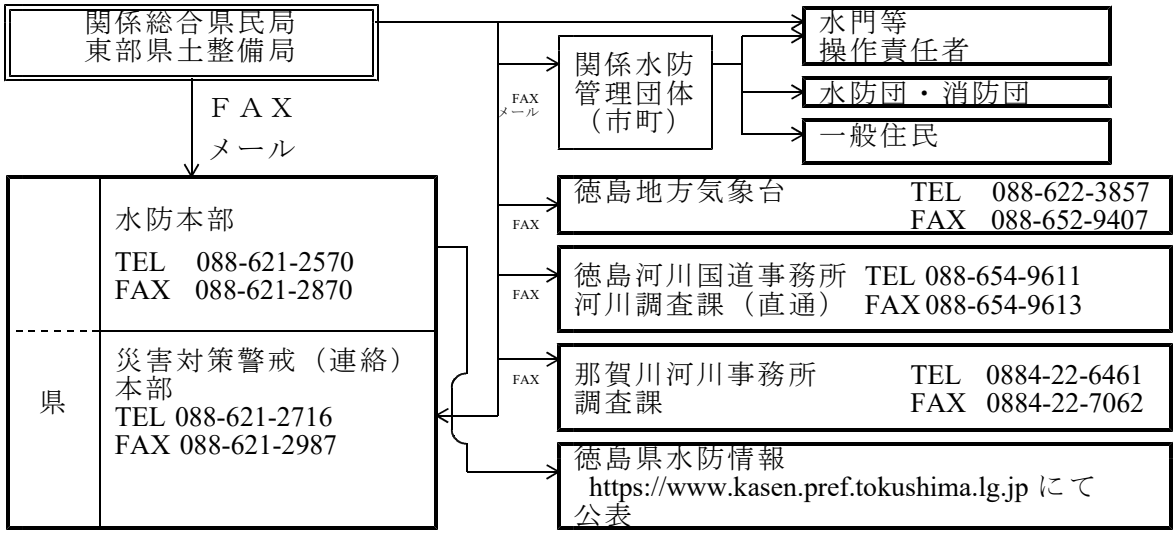

４　氾濫警戒情報及び氾濫危険情報
（１）実施の基準
（ｉ）氾濫警戒情報（水位周知河川）
対象水位観測所の水位が，避難判断水位を超えたとき及び下回ったとき，その旨を関係市町に通知するとともに，必要に応じ一般住民に周知する。
（ⅱ）氾濫危険情報及び高潮氾濫危険情報（水位周知河川，水位周知海岸）
対象水位観測所の水位が，氾濫危険水位，高潮氾濫危険水位を超えたとき及び下回ったとき，その旨を関係市町に通知するとともに，必要に応じ一般住民に周知する。

（２）発表様式

付表－８（６），付表－８（７）の用紙による。

（３）連絡系統（水防警報河川，水位周知河川）

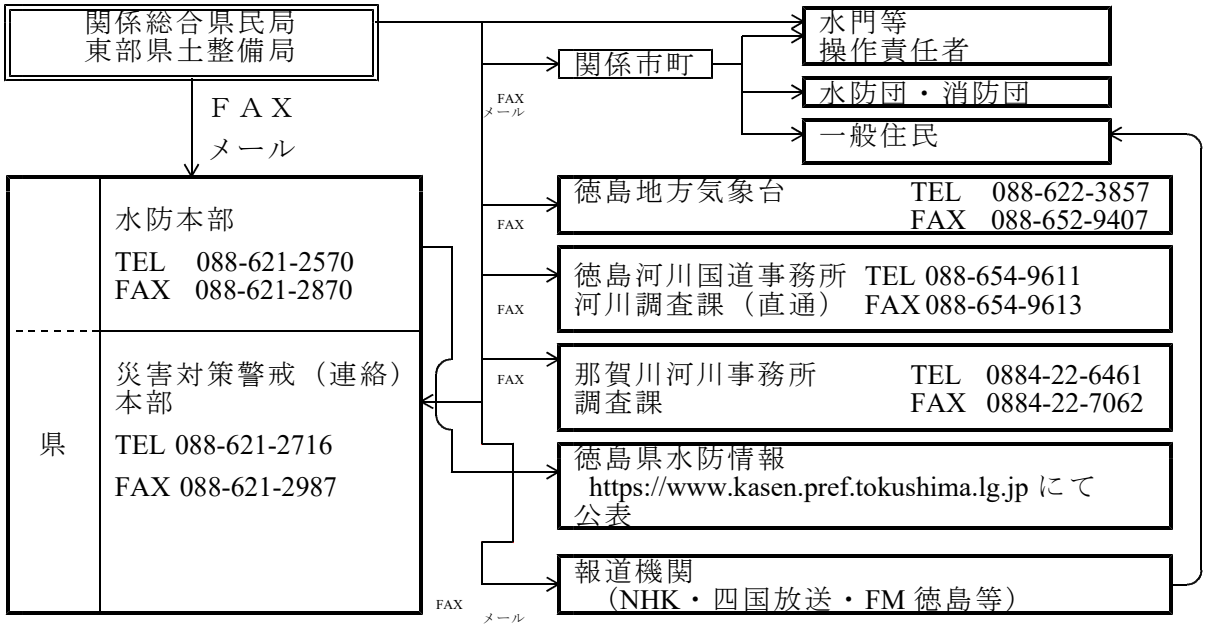

（４）連絡系統（水位周知海岸）

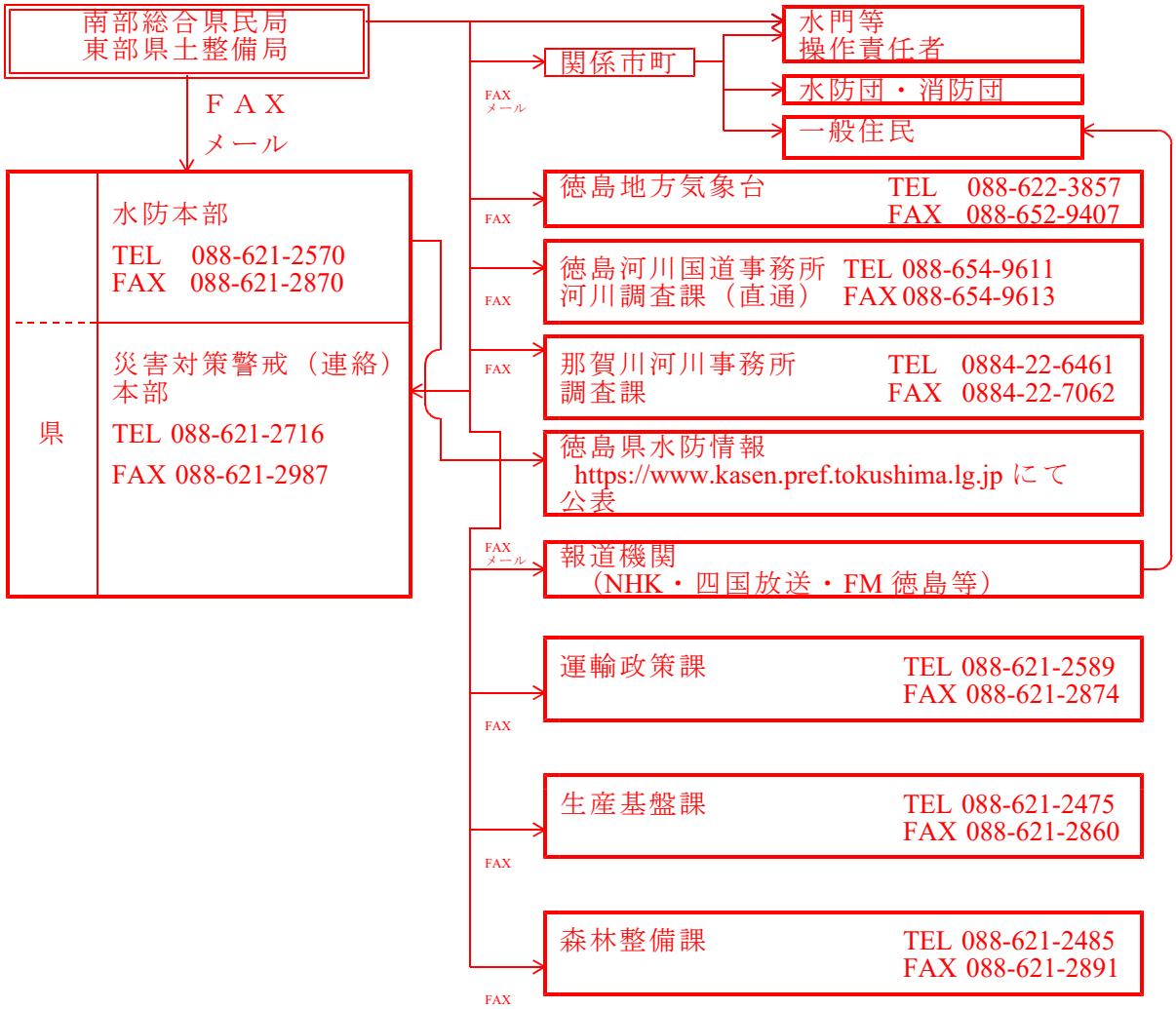

付表－８（７）徳島県水位周知海岸氾濫警戒情報等発表受報用紙

（上昇中・下降中）
（　　）沿岸　　高潮氾濫危険情報

令　和　　年　　月　　日
徳　　島　　県
南部総合県民局（　　）
東部県土整備局（　　）

【主文】
（　　）沿岸、（　　）時（　　）分に、（　　）観測所で、

○上昇中

【警戒レベル4相当情報［高潮］】**高潮氾濫危険水位**　（　　）mに達しました。

堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。屋内の上階や近隣の高い建物など、安全な場所に避難する等、適切な防災行動をとって下さい。

（　　）観測所では、（　　）時（　　）分～（　　）時（　　）分の１時間に、
約（　　）m水位が上昇、今後とも水位の上昇が見込まれます。

○下降中
【警戒レベル4相当情報［高潮］】　**高潮氾濫危険水位**　（　　）mを下回りました。

（　　）観測所では、水位は下降する見込みですが、引き続き十分な注意をしてください。

《参考》（　　）沿岸　（　　）観測所
（対象区域は（　　）～（　　））

レベル4　高潮氾濫危険水位　（　　）m

問い合わせ先
徳島県南部総合県民局（　　）
東部県土整備局（　　）
TEL：　　－　　－

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ~~南海トラフ地震に関連する情報（臨時）~~	・南海トラフ沿いで異常な現象~~（※１）~~が観測され，その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合，または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 ~~・観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合~~ ~~・南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合~~
南海トラフ地震関連解説情報 ~~南海トラフ地震に関連する情報（定例）~~	~~・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合~~ ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は，調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

~~※１：南海トラフ沿いでマグニチュード７以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など，気象庁が調査を開始する対象となる現象で，具体的には次のとおりです。~~

~~・気象庁が調査を開始する対象となる現象~~

~~・想定震源域（※２）内でマグニチュード7.0以上の地震が発生~~

~~・想定震源域（※２）内でマグニチュード6.0以上の（或いは震度５弱以上を観測した）地震が発生し，ひずみ計（※３）で当該地震に対応するステップ状の変化（※４）以外の特異な変化を観測~~

~~・１カ所以上のひずみ計（※３）で有意な変化を観測し，同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している等，ひずみ計（※３）で南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測~~

~~・その他，想定震源域（※２）内のプレート境界の固着状況の変化を示す可能性のある現象が観測された等，南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測~~

~~※２：想定震源域；下図に示す南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議，2013）。~~

3　非常配備

水防本部各班は，常時勤務から非常配備体制への切換を確実迅速に行うとともに勤務員を適当に交代休養させ，長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため，次の要領による非常配備を行うものとする。

総合県民局等は水防本部の指示によるほか，適宜その状況に応じて水防本部と協議の上，非常配備を行うものとする。非常配備を整えたときは，すみやかに水防本部長に報告する。

もし事態が長引くときは，所属長において適宜交代させることができる。

非常配備の要領

配備区分	配備時期	配備内容
第１非常体制	１．大雨注意報等が発表され相当な災害の発生が予想されるとき~~時~~又は，台風が本県に接近する恐れがあるとき~~時~~。 ２．徳島県に津波注意報が発表されたとき~~時~~。 ３．南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。	必要最小限の職員を配備
第２非常体制	１．暴風，大雨，洪水警報等が発表されたとき。 ２．台風が本県を通過することが確実とされたとき。 ３．河川が氾濫注意水位に近づいたとき~~時~~。 ４．徳島県に津波警報が発表されたとき。 ５．大雨特別警報が発表されたとき。 ６．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 ７．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。	必要な応急対策活動を状況に応じて行い得る人員を配備
第３非常体制	事態が切迫し，危険性が大で第２非常体制では処理しかねると認められたとき。	県地域防災計画及び県災害対策本部条例及び県災害対策本部運営規程等に基づく人員に準じ配備

第2節　水防管理団体の水防体制

1　水防管理団体の水防組織

水防管理団体（市町村）の水防組織は県の水防組織に準じて市町村水防計画に定めなければならない。

第一線の水防団の活動については，４段階の水防体制（待機，準備，出動及び解除）によるものとする。各段階の体制につく時期は，第５章第４節による。

水防管理団体（市町村）の水防計画については，第１２章による。

大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は，特別警報，警報，注意報を補足する情報として，大雨警報（浸水害）の危険度分布，洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種　　類	概　　要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）~~土砂災害警戒判定メッシュ情報~~	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を，地図上で１~~5~~km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており，大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに，どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫），「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスクレベル等を再確認するなど，自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を，地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており，大雨警報（浸水害）等が発表されたときに，どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を，地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており，洪水警報等が発表されたときに，どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど，自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として，上流域での降雨によって，下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短

	時間予報等）を取り込んで，流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について，洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを，常時１０分ごとに更新している。

その他

以下の基準値は，地域メッシュコード（1ｋｍ四方）毎に基準を設けている。

・大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値

・洪水警報・注意報の基準値

・大雨警報（浸水害）の危険度分布の基準値

・洪水警報の危険度分布の基準値

この基準値については，気象庁ホームページを参照のこと。

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/tokushima.html

２　津波に関する予報及び警報

（１）大津波警報・津波警報・津波注意報

（ア）大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は，地震が発生した時には地震の規模や位置を速やかに推定し，これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め，地震が発生してから約３分を目標に，大津波警報，津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を，津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは，通常は５段階の数値で発表する。ただし，地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては，精度のよい地震の規模をすぐにもとめることができないため，津波警報等発表の時点では，その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合，最初に発表する大津波警報や津波警報では，予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し，非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には，その後，地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し，津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

2　局別重要水防区域総括表

国は国土交通省管理
県は徳島県管理
市町村は市町村管理

事務所名			重要水防区域					関係区間		危険な場合の措置	
			箇所数	延長（m）	水防上最も重要な区間A（m）	水防上重要な区間B（m）	要注意区間（m）	戸数（戸）	住民数（人）	担当水防団員数	収用能力（人）
南部総合県民局	阿南庁舎	国	~~23~~ 22	~~37,927~~ 40,028	~~8,891~~ 8,523	~~25,787~~ 30,255	~~3,249~~ 1,250	~~12,364~~ 12,486	~~29,512~~ 28,808	~~1,041~~ 929	14,450
		県	~~13~~ 14	~~4,453~~ 4,332	~~2,250~~ 2,270	~~1,983~~ 1,906	~~220~~ 156				
	那賀庁舎	国	1	200	0	0	200	479	1,407	~~237~~ 212	2,780
		県	13	5,106	3,906	1,170	30				
		市町村	1	150	0	150	0				
	美波庁舎	県	38	14,500	9,100	5,400	0	~~1,985~~ 1,802	~~4,067~~ 3,597	~~467~~ 485	~~6,338~~ 4,842
西部総合県民局	美馬庁舎	国	15	~~14,139~~ 14,123	~~4,724~~ 4,488	~~6,827~~ 7,047	2,588	~~2,745~~ 2,737	~~7,563~~ 7,552	~~742~~ 778	~~13,045~~ 12,295
		県	29	12,393	4,643	7,750	0				
		市町村	10	5,240	2,840	2,400	0				
	三好庁舎	国	9	10,951	10,951	0	0	~~3,060~~ 3,062	~~6,758~~ 6,607	~~667~~ 614	9,140
		県	20	10,450	2,100	8,350	0				
東部県土整備局	徳島庁舎	国	52	65,625	36,475	29,150	0	~~36,880~~ 36,600	~~88,145~~ 87,375	~~2,214~~ 1,709	~~48,600~~ 48,382
		県	65	31,229	~~10,588~~ 7,888	~~18,643~~ 21,343	1,998				
		市町村	1	1,000	1,000	0	0				
	吉野川庁舎	国	19	29,908	3,890	25,599	419	~~19,069~~ 17,957	~~59,560~~ 56,371	~~1,439~~ 1,328	~~27,510~~ 24,855
		県	46	116,883	49,780	67,103	0				
		市町村	9	4,020	1,440	2,580	0				
合計		国	~~119~~ 118	~~158,750~~ 160,835	~~64,931~~ 64,327	~~87,363~~ 92,051	~~6,456~~ 4,457				
		県	~~224~~ 225	~~195,014~~ 194,893	~~82,367~~ 79,687	~~110,399~~ 113,022	~~2,248~~ 2,184				
		市町村	21	10,410	5,280	5,130	0				
		計	364	~~364,174~~ 366,138	~~152,578~~ 149,294	~~202,892~~ 210,203	~~8,704~~ 6,641	~~76,582~~ 75,123	~~197,012~~ 191,717	~~6,807~~ 6,055	~~121,863~~ 116,744

（令和2~~平成31~~年4月1日現在）

3　重要水防区域一覧表

付表－５　参照